

# 北海道稚内養護学校 いじめ防止基本方針

## いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしゃからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲をもち、安心して学校生活を送るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和7年4月

# I いじめとは

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること
- 全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの内容

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 4 いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒の問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり、面白がったりする「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守りとおすことは難しい。そのため、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## 5 いじめの解消

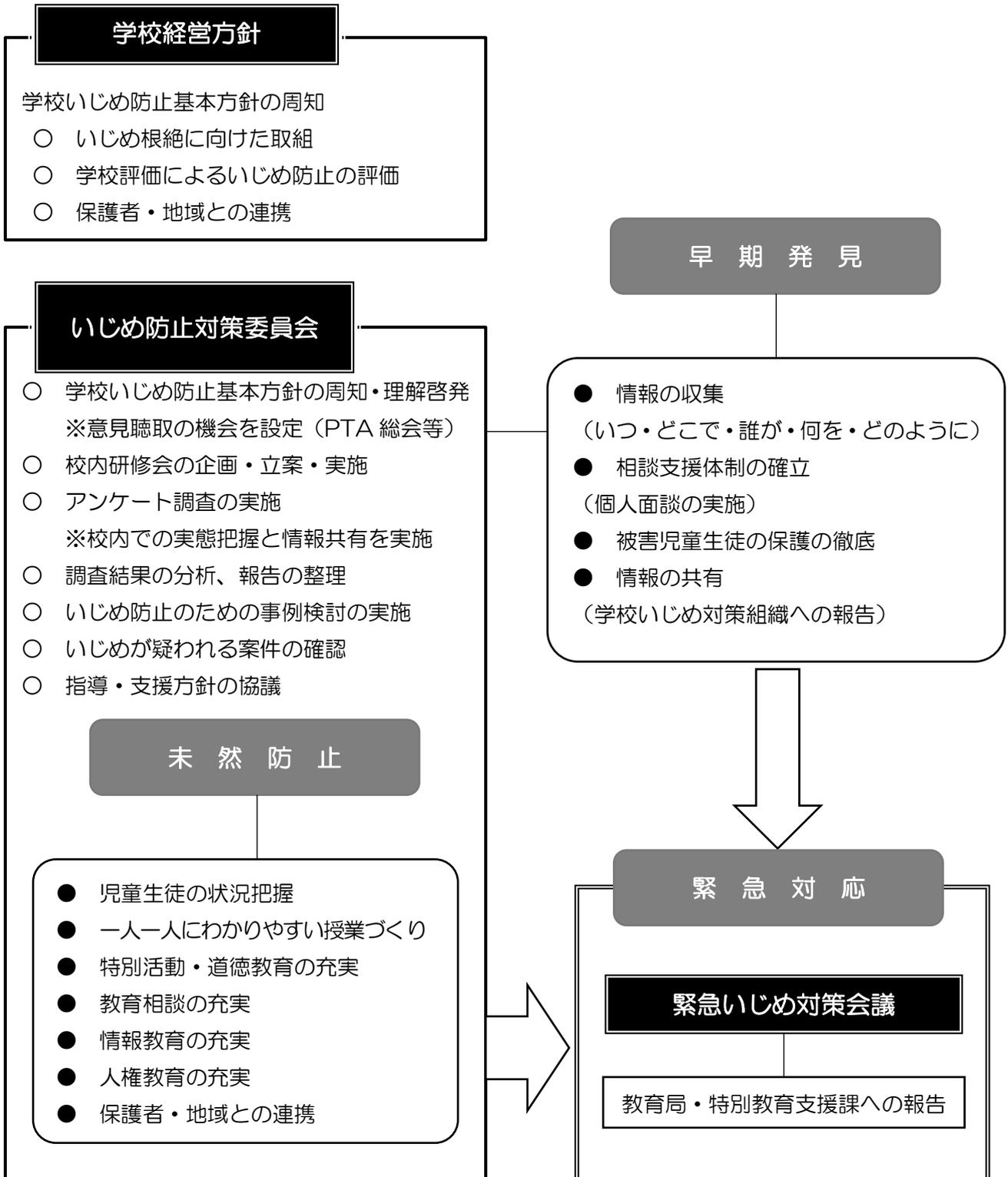
いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること  
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3カ月を目安とする。）
  - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ※ ただし、解消している状態も一つの段階にすぎないことを認識し、注意深く観察すること
- ※ 「いじめ解消」の判断は、被害児童生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、解消の定義に基づき判断する。

## Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

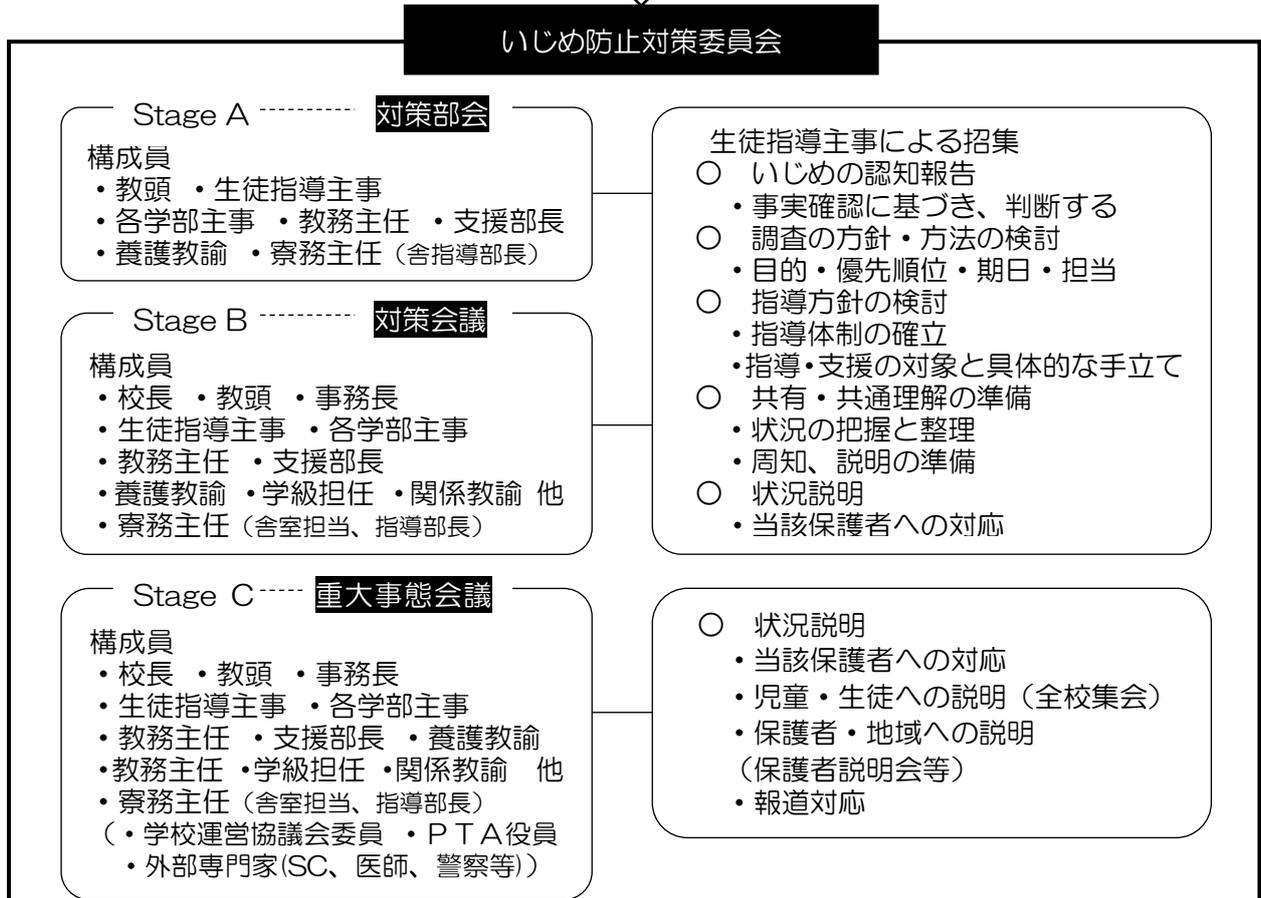
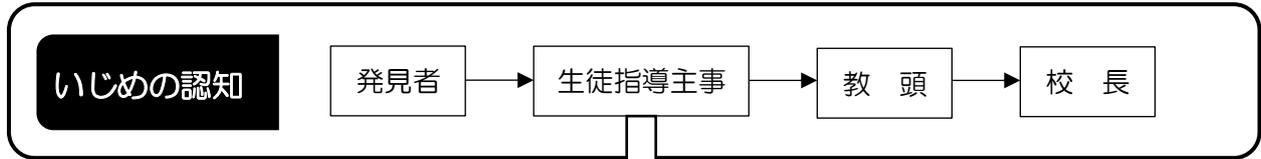
### 1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

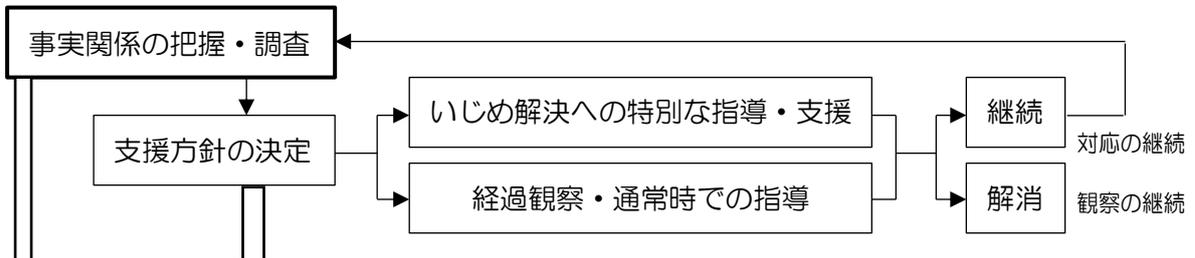


## 2 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



対応の手順

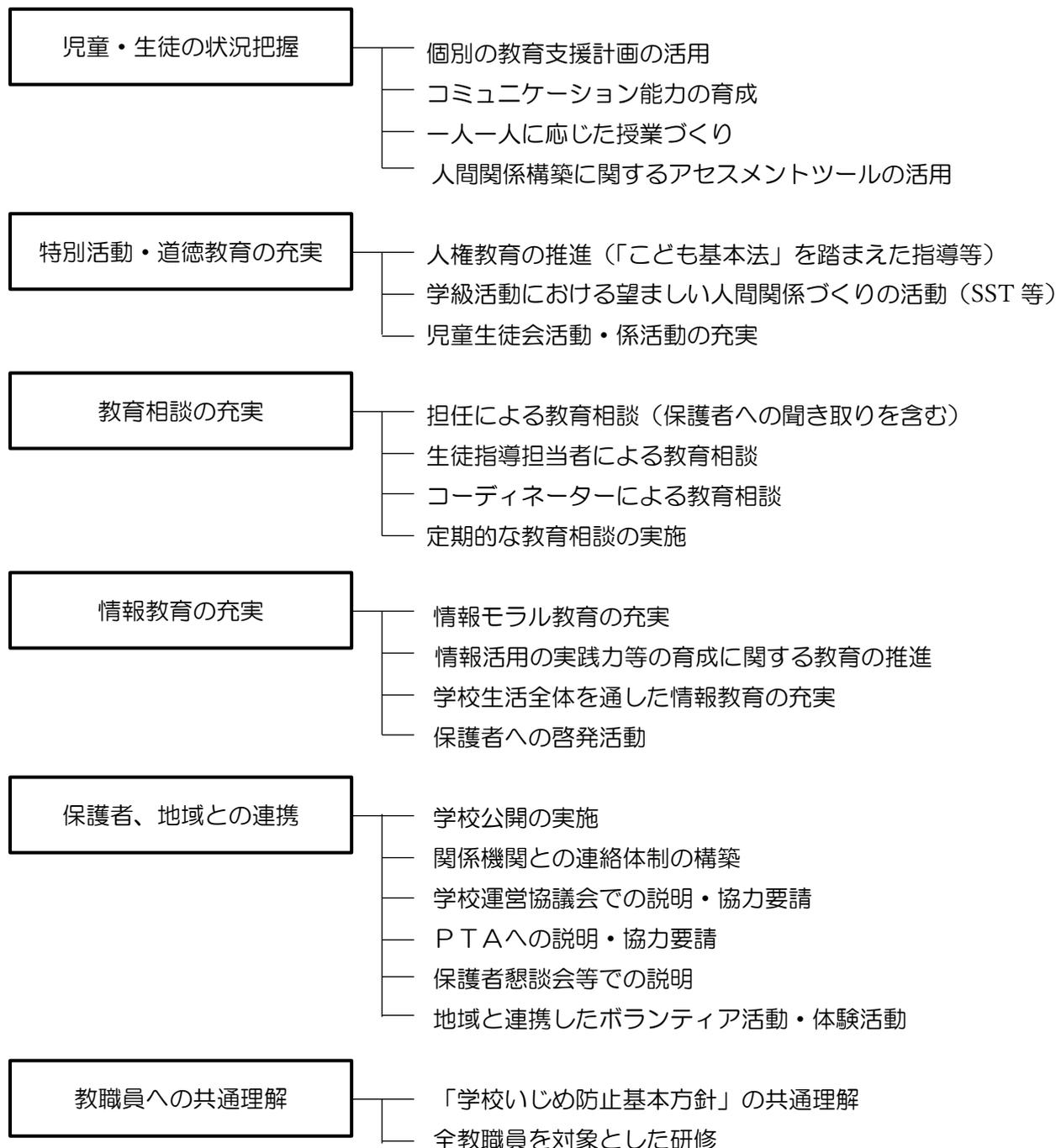


職員会議	保護者	地域	教育局	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有</li> <li>・対応策の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況説明</li> <li>・対応方針の説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告</li> <li>・指導・助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力要請</li> </ul>

### Ⅲ いじめの予防

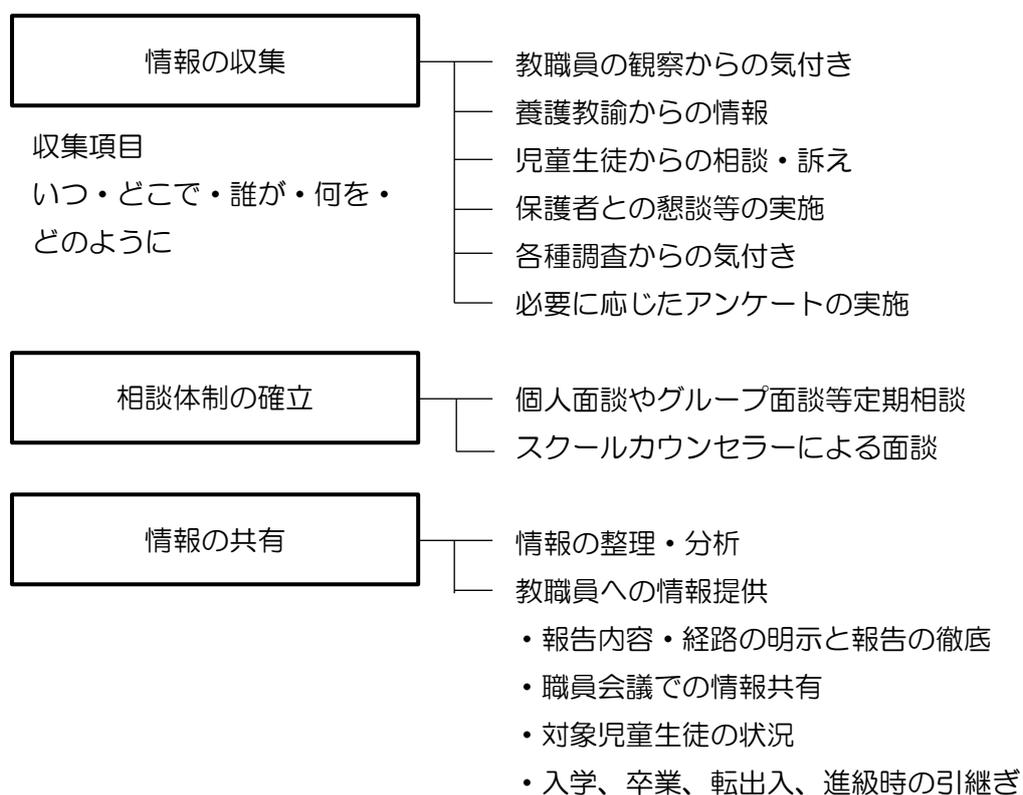
いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

児童生徒に対しては教育活動全体をとおして、自己有用感や自己肯定感及び規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



## Ⅳ いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。





## V いじめへの対応

### 1 児童生徒への対応

#### (1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

#### (2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

### 2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。
- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

### 3 保護者への対応

#### (1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 保護者の不安や苦悩に対して気持ちに寄り添い、理解に努める。
- 親子のコミュニケーション、家庭的な雰囲気づくりを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらおうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

## 4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整
- スクールカウンセラー等の派遣要請

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

## 5 ネットいじめの対応

### (1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

#### ア 保護者への啓発

- フィルタリングへの協力
- 保護者による情報端末使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

#### イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習（探究）における時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実

#### ウ 教職員の研修

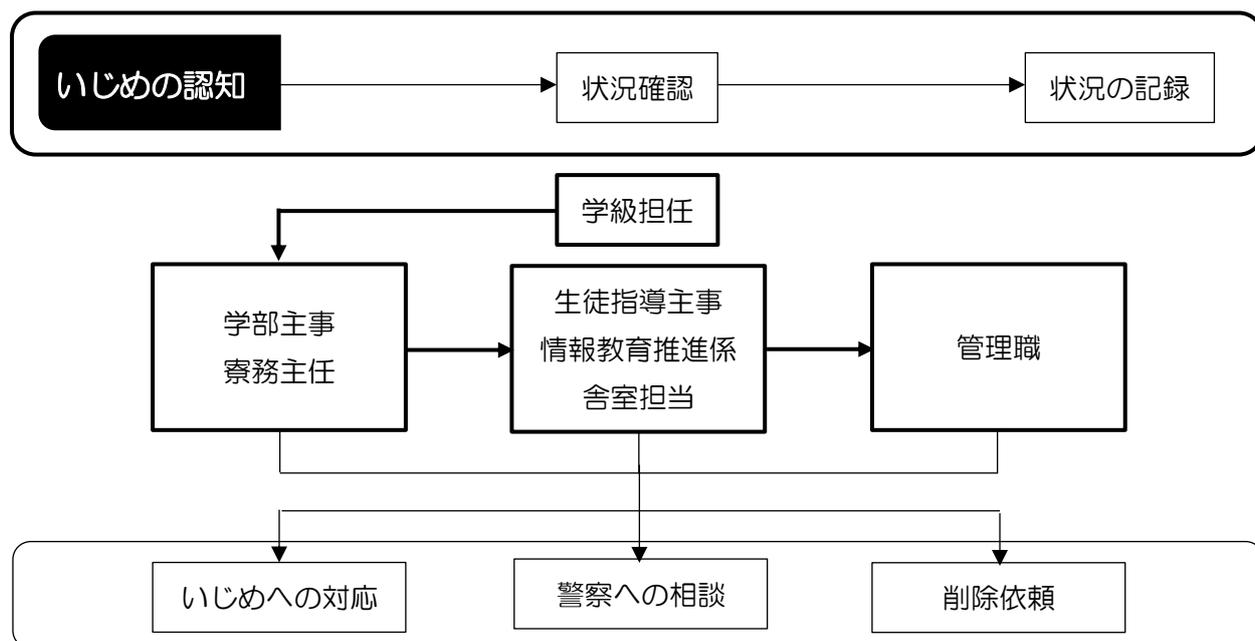
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

### (3) ネットいじめへの対処

#### ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

#### イ 不当な書き込みへの対処



## Ⅵ 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

### 2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育局を通じて北海道教育委員会に報告する。

児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。